

岐阜県公報

第 五 百 二 十 五 号
令 和 六 年 九 月 十 三 日
(金曜日)

目 次

告 示

○総合特別区域法に基づく指定法人の指定
○道路の供用開始

(航空宇宙産業課) 三六九
(道路維持課) 三六九

告 示

岐阜県告示第三百六十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

令和六年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
早川工業株式会社	各務原市須衛町二丁目四四六番地	令和 六・八・二九	令和 八・三・三一

岐阜県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年九月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

編集 岐阜市三輪ふりんとぴあ十三 岐阜文芸社